

質の高い教育研究会 会則

(名称)

第1条 当会は、質の高い教育研究会（以下「研究会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 研究会は、事務局を公益社団法人子どもの発達科学研究所浜松オフィスに置く。

(所在地) 静岡県浜松市中区中央一丁目3-6 イーストセブン201

2 事務局は、第5条に掲げる事業の実務を行う。

(構成)

第3条 研究会は、役員、運営協議会委員、および研究会の活動に賛同する会員からなる。

(目的)

第4条 研究会は、公益社団法人子どもの発達科学研究所の公益事業の一環として、会員への質の高い教育研究に関する情報提供や、教育実践者支援の充実に努めることを目的とする。

(事業)

第5条 研究会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) HighScope-Japan の設立および運営
- (2) 世界中の質の高い教育研究を紹介する講座の開催
- (3) 質の高い教育プログラムの実践者育成のための講座開催
- (4) 科学的視点からの教育研究を目的とする講座の開催
- (5) その他研究会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第6条 研究会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 別紙「質の高い教育研究会 会員要綱」に定める入会基準を満たす者
- (2) その他、会長が認めた者

(入会)

第7条 会員になろうとする法人、団体、個人は、所定の入会申込書または申込フォームに必要事項を記入のうえ、入会金、会費とともに研究会へ提出しなければならない。

(会費)

- 第8条 当研究会の会員・会費の種別は、別表に定めた通りとする。
- 2 毎年4月1日から翌年3月31日までを当該年度と定め、年会費は、支払いが発生した年度内のみ有効とする。
 - 3 納入された会費は、理由のいかんに関わらず払い戻さない。

(退会)

- 第9条 会員は、退会届を研究会に提出することにより任意に退会することができる。
- 2 研究会は、会員が研究会の設立目的に反する活動を行うなど、研究会の構成団体として認めるに著しくふさわしくないものであると判断されるときは、総会の議を経て、当該会員を除名することができる。
 - 3 前項に規定する総会においては、当該会員に意見陳述の機会を設けなければならない。

(役員)

第10条 研究会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査 1名

(役員を選任)

- 第11条 役員は、質の高い教育に関する知識を十分に備え、熱意をもって教育活動または教育の普及を实践する人物より選出する。
- 2 会計と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることができない。
 - 3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

- 第12条 会長は、研究会を代表し、その事業を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。
 - 3 会計は、研究会の会費、その他事業にかかわる財産を管理する。

(会計)

第13条 会の事業年度及び会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(運営協議会)

第14条 研究会の運営協議会は、年1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 運営協議会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算
- (2) 会則の変更
- (3) 事業の変更
- (4) 役員を選任または解任
- (5) 解散
- (6) その他会の運営に関する重要項目

3 運営協議会は委員の総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 第2項に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

附則

1 この会則は、平成31年1月1日から施行する。

別表 会員種別・会費他

種別	対象	入会金	年会費
個人会員	当研究会の目的に賛同する個人	3千円	3千円
学生会員	当研究会の目的に賛同する学生	2千円	2千円
法人会員	当研究会の目的に賛同する法人・団体	5千円	6万円(注1)

(注1) 法人会員は、月会費5千円とし、年間一括払いの場合のみ5万5千円と定める。